



平成20年5月12日

各 位

会社名 明星工業株式会社  
代表者名 代表取締役 大谷 壽輝  
(コード番号1976 大証第1部)  
問合せ先 取締役財務部長 印 田 博  
(TEL 06-6447-0275)

## 「内部統制システムの整備に関する基本方針」の一部改訂に関するお知らせ

当社は平成20年5月12日開催の取締役会において「内部統制システムの整備に関する基本方針」について、下記のとおり、一部改訂することを決議しましたのでお知らせします。(変更箇所は下線で示しております。)

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - (1) コンプライアンス体制の基礎として、当社及び当社グループの取締役及び使用人が法令・定款及び当社の経営理念を遵守した行動をとるための行動規範を定める。
  - (2) 取締役は当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には直ちに監査役に報告するものとし、遅滞なく取締役会においても報告するものとする。
  - (3) 法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として、内部通報取扱規定に基づきその運用を行うものとする。
  - (4) 社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては、毅然とした態度をとり、決して経済的な利益を供与しない。
  - (5) 財務報告の信頼性を確保するための内部統制を整備し、その適切な運用・管理にあたる。
  - (6) 内部監査部門として執行部門から独立した内部監査室を設置する。
  - (7) 監査役は内部監査室と連携し、当社の法令遵守体制及び内部者通報システムの運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることが出来るものとする。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制  
取締役の職務の執行、意思決定に係る情報については、文書管理規定に基づき文書または電磁的媒体に記録し、保存年限一覧表に定める期間中、適切かつ確実に検索可能な状態で保存するものとする。取締役及び監査役は常時閲覧できるものとする。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - (1) 業務を執行する取締役は各業務執行部門で発生する損失の危険（以下リスクという）について社内諸規定に基づき管理を行うとともに、必要に応じて各リスク委員会を設置し、問題点の把握と改善処置を実施するものとする。
  - (2) 不測の事態が発生した場合には、社長若しくは社長が指名する取締役を本部長とする対策本部を設置し、必要に応じて顧問弁護士等と相談し迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整えるものとする。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - (1) 経営理念を基盤に、将来の事業環境に適応していく為に、全社の目標である中期経営計画及び年度事業計画を策定するものとする。
  - (2) 取締役会は月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の報告を行うものとする。各統括部門を担当する取締役は年度事業計画の進捗状況の報告及び具体的な施策、効率的な業務遂行体制を構築、実施するものとする。

5. 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
  - (1) グループ各社全体の内部統制を担当する取締役を指名、担当取締役はグループ各社と連携してグループ各社における内部統制の実効性を高める施策を実施する。
  - (2) 経営管理については、関係会社管理規定に定め、当社への決裁・報告制度による関係会社経営の管理を行うものとし、必要に応じてモニタリングを行うものとする。  
担当取締役は、一定の基準を満たすものは取締役会付議事項とする。
  - (3) グループ会社に監査役を派遣し、内部統制体制に関する監査を実施するものとする。
  
6. 監査役職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
  - (1) 監査役職務を補助すべき使用人を置かない。ただし、内部監査室が監査役会との協議により監査役の要望した事項の内部監査を実施し、その結果を監査役に報告する。また、監査役が要望があれば当社の使用人が随時監査業務の遂行及び支援を行うものとする。
  - (2) 監査役より監査業務に必要な指示を受けた使用人は、その指示に関して、取締役、内部監査室長等の指揮命令は受けないものとする。
  
7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制および監査役による監査が実効的に行われることを確保するための体制
  - (1) 監査役は、監査役会が定める監査計画に従い、取締役会及び重要な意思決定会議に出席し、取締役及び使用人から重要事項の報告を受けるものとする。
  - (2) 取締役及び使用人は、当社及び当社グループ各社の財務及び業績に重要な影響を及ぼす事項について監査役に報告するものとし、職務の執行に関する法令・定款違反及び不正行為の事実を知ったときは監査役に遅滞なく報告するものとする。
  - (3) 監査役は内部監査室及び監査法人と定期的に意見交換会を実施し、監査の実効性を確保するものとする。

以 上